

地域団体に係わる事務への従事に関するルール

大阪市

令和2年4月

(令和7年3月改正)

~~~~~

## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに .....                    | 1  |
| I 基本的な視点（職務専念義務） .....        | 2  |
| II 本市職員が従事するのが適切かどうかの基準 ..... | 3  |
| III 資料集 .....                 | 16 |

## はじめに

地域団体の事務代行などの区役所と地域団体の不透明な関係については、平成 24 年に、当時の野村修也特別顧問を代表とした第三者調査チームから市長に提出された大阪市政における違法行為等に関する調査報告書によって指摘がなされ、当時の市政改革室、区長会議代表区長及び市民局において、全区での事実の確認と改善等に取り組むこととした。

最終的には、全区から、「区役所業務として地域団体の組織運營業務は実施していない」という旨の報告を受けたところであり、その後も各区長のマネジメントにより適切に取り扱われているものと考えていたが、平成 30 年 2 月 15 日付けで、大阪市公正職務審査委員会から、中央区役所で地域団体の総会の資料作成、会場設営、会計帳簿の作成等といった組織団体を運営するための事務を職員が行っている、との意見書が出された。

今回の公正職務審査委員会からの意見書は極めて重いものであると受け止め、全区長において、今後、再び同じような事象を生じさせることは断じて許されるものではないとの認識を一にしたうえで、平成 30 年 2 月から 9 月にかけて、全区長に対し、外形的に区役所職員が団体の事務を行っているのではないか、と第三者に思われる事務についてはすべて、その実施理由とともに報告してもらうとともに、区長会議でこれら事案を検証し、適切か不適切かの分類を行った。

調査・検証の結果、各区からの回答全 1467 事例のうち、本市職員が従事することが不適切であるものが 147 事例見つかり、これらはすべて、事務を団体に移管するなどにより、すでに是正が図られたところである。

なお、不適切な事務に従事した理由として最も多かったのが、「従事することが妥当と思っていた、又は勘違いしていた」といったものであった。

区役所と地域団体との適切な関係を維持、確立するためには、こうした勘違いが生じないよう対策を講じることが必要であり、公正職務審査委員会からの意見書にもあったとおり、区役所と団体との関係につき、職員の判断の根拠となるようなできる限り明確な基準を文書化したものとして、本ルールを策定したところである。

## I 基本的な視点（職務専念義務）

地方公務員法 35 条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められており、この解釈・適用について、次のような判例（東京地判 平 14・7・18）がある。

- ① 市と密接に連携して事業の遂行にあたる役割を果たしている団体の事務への従事については、「市の重要な施策を実現するための重要な役割を果たしているとしても、あくまでも市とは別個の団体なのであるから、直ちに団体の事務を市の事務と同一視し、団体の事務に従事したことをもって市の事務に従事したものと評価するのは相当ではない」としている。
- ② また、市の職員を他の団体の事務に従事させることについての職務命令を発令するに当たっては、「市の事務と当該他の団体との事務分担のあり方や、当該職員に従事させるべき事務が、市の事務と同一視できるようなものであるかどうか、当該職員に対する指揮監督権行使のあり方等の諸般の事情を慎重に検討した上で、その適否を判断すべきであることもいうまでもない」としている。

平成 30 年 2 月 15 日付けの本市公正職務審査委員会の意見書でも指摘されているように、「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」の範囲は必ずしも明確ではないとされている。

以上のような状況を踏まえて、区長会議では、「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」の範囲をできるだけ明確化するため、外見上地域団体の事務とも見える事務について、職員が行っても問題とならないのか否かといった視点から、判断基準を定めることとした。

## Ⅱ 本市職員が従事するのが適切かどうかの基準

### 【判断基準】

#### 1 本市が本来実施すべき事務

- ア 地域団体が開催する会議等の場における本市の施策・事業の説明や協力の依頼、啓発等
- イ 地域団体又はその役員等に対する本市としての表彰
- ウ 本市が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整
- エ 地域団体の自主的な活動に対する助言・相談対応など
- オ 町会への加入促進に関する広報・啓発等の取組
- カ 上記ア～オ以外の本市の事務

#### 2 本市以外の行政主体が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整で、本市以外の実施主体との協議によって、本市が実施することが可能とされているもの

#### 3 地域団体と連携・協働して実施する事業における役割分担に基づき本市が担うこととされている事務

\* 地域団体：本ルールでは、地域課題の解決に取り組む「本市が委嘱を行っている者から構成される団体」、「(国など) 本市以外の行政主体が委嘱を行っている者から構成される団体」及び「任意団体」を指すものとする

\* 任意団体：本ルールでは、地域活動を実施することを目的として、市民等によって自主的に設立された団体を指すものとする。

【参考】 地域団体一覧表（平成 30 年度実施の全区調査結果より）

**ア 本市からの受嘱者による団体の例**

|             |             |
|-------------|-------------|
| 青少年指導員協議会   | 人権啓発推進員区連絡会 |
| 青少年福祉委員協議会  | スポーツ推進委員協議会 |
| 生涯学習推進員区連絡会 |             |

**イ 本市以外の行政主体からの受嘱者による団体の例**

|             |      |
|-------------|------|
| 民生委員児童委員協議会 | 保護司会 |
|-------------|------|

**ウ 任意団体の例**

|             |             |
|-------------|-------------|
| 商店会連合会      | 更生保護助成会     |
| 地域振興会       | 更生保護協力会     |
| 区政協力会・区政協会  | 子ども見守り隊     |
| 地域活動協議会     | 防犯協会        |
| PTA 協議会     | 公衆衛生協会      |
| 地域女性団体協議会   | 医師会         |
| 母と子の共励会     | 赤十字奉仕団      |
| 体育厚生協会      | 地域集会施設運営委員会 |
| 食生活改善推進員協議会 | 社会福祉協議会     |
| 緑化リーダーによる団体 | 身体障害者団体協議会  |
| 遺族会         | 視覚障がい者福祉協会  |
| 健康づくり推進協議会  | 肢体障害者協会     |
| 更生保護女性会     | 聴言障害者福祉協会   |
| B B S 会     | 子ども会育成連合協議会 |

**エ 本市が関与する実行委員会（地域団体と市で設立した組織）の例**

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 社会を明るくする運動実施委員会 | 青少年育成推進会議       |
| 区民まつり実行委員会      | 生涯学習推進委員会       |
| 人権啓発推進協議会       | 交通事故をなくす運動区推進本部 |

## 1 本市が本来実施すべき事務

---

### ア 地域団体が開催する会議等の場における本市の施策・事業の説明や協力の依頼、啓発等

#### 【適切な例】

- ・ 地域団体が毎月開催する会議における、行政からの情報提供事項の資料作成や会議出席、事業の説明等を実施した。

#### 【不適切な例】

- ・ 地域団体が、委嘱業務以外の地域活動を行うために主催した会議について、次第・シナリオ作成など会議全体の準備や運営に職員が業務として従事した。

#### 【適切な例の解説】

- ・ 本市の施策・事業の説明や協力依頼等を行うために、地域団体主催の会議に本市職員が出席し、説明等を行い、又はそのための準備（説明用の資料を作成するなど）を行うことは、本市が本来実施すべき事務である。

#### 【不適切な例の解説】

- ・ 地域団体が行う地域活動そのものは、地域のまちづくりや地域課題の解消に向けた公益的な活動ではあるが、当該活動自体は本市の業務とはいえないことから、地域団体が地域活動を行うために主催した会議の運営や準備に係る事務も本市業務とは言えず、職員が業務として従事することは不適切である。

## イ 地域団体又はその役員等に対する本市としての表彰

### 【適切な例】

- ・ 大阪市表彰規則等に基づく表彰のために開催する式の準備・運営を行った。
- ・ 福祉局が定める「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員関係の『標準的な』役割分担」に基づき、全国民生委員児童委員連合会会長表彰にかかる候補者選任にかかる連携・協力に従事した。

### 【不適切な例】

- ・ 地域活動協議会が独自に開催している表彰式について、次第やシナリオ、案内文の作成・発送、会場運営など、式の準備や運営に関わる事務に職員が業務として従事した。

### 【適切な例の解説】

- ・ 大阪市表彰規則に基づく表彰に関することは、本市が本来実施すべき事務である。
- ・ また、「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員関係の『標準的な』役割分担について」（詳細は 19 ページを参照）において、区役所職員が関わってもよいと定められている範囲で、叙勲・褒章、厚生労働大臣・府知事・市長表彰・市民表彰等の業務に従事することは差し支えない。

### 【不適切な例の解説】

- ・ 職員が業務として従事できるといった明確な定めがないものについては、従事は不適切である。
- ・ 例のように、地域活動協議会が自ら主催する表彰式は、表彰の対象が地域のまちづくりや地域課題の解消に向けた公益的な活動に対するものであったとしても、式自体は「職員が業務として従事できる」といった明確な定めがなく、本市の業務とはいえないことから、職員が業務として従事することは不適切である。

## ウ 本市が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整

### 【適切な例】

- ・ 市の要綱に基づく、青少年指導員協議会及び青少年福祉委員協議会の総会や理事会等に関する準備や運営への補助を行った。

### 【不適切な例】

- ・ 本市からの受嘱者の団体が主催する会議ではあるが、委嘱業務を行うためのものでなく、地域活動を行うこと、あるいは構成員の懇親を図ることをもっぱら目的としたものであることが明らかであるにもかかわらず、当該会議の準備や運営に職員が業務として従事した。

### 【適切な例の解説】

- ・ 市長等からの委嘱は、本来は市が行うべき業務を第三者に依頼し、行わせるものであるから、本市が委嘱した業務の計画や具体的な業務内容の確認、委嘱業務を行うために必要な受嘱者相互の連絡調整のための業務など、受嘱者個人だけでなく受嘱者から構成される団体における受嘱業務への事務補助（事務局的なものも含む）は、本市職員が従事できる業務である。

### 【不適切な例の解説】

- ・ 市長から委嘱を受けた者により構成される団体が主催する会議であっても、地域活動を行うことを目的としたものである場合は、当該活動自体は本市の業務とはいえないことから、会議の運営や準備に係る事務も本市業務とは言えず、職員が業務として従事することは不適切である。あくまでも、委嘱業務に関わり認められるものである。
- ・ 同様に、会議や会合が、構成員同士の懇親を図ることを目的としたものである場合は、構成員同士の懇親が、受嘱業務の効果的な実施につながるものであっても、懇親自体は本市の業務とはいえないことから、会議や会合の運営や準備に係る事務も本市業務とは言えず、職員が業務として従事することは不適切である。

### 【参考】

本市による委嘱制度であるかどうかは、4 ページの一覧表で確認することができます。

## エ 地域団体の自主的な活動に対する助言・相談対応など

### 【適切な例】

- ・教育委員会事務局の兼務職員が、社会教育法第 11 条第 2 項 の規定に基づき、社会教育関係団体の求めに応じて実施する、社会教育に関する事業に必要な物資の確保に係る援助（PTA 協議会が主体となって開催するイベント実施に必要な筆記用具や名札ケース等の消耗品の貸し出しなど）を行った。
- ・地域活動協議会などの任意団体が主催する総会に際し、団体が作成したシナリオや配付資料に対する助言等を行ったり、任意団体が本市等行政機関に提出するための、申請書類作成のための助言・指導及び記載例を提示した。

### 【不適切な例】

- ・任意団体が主催する総会のシナリオや配付資料を、職員が業務として直接作成した。
- ・任意団体が本市に申請するための書類を、職員が業務として直接作成した。

### 【適切な例の解説】

- ・地域団体が実施する自主的な活動に対し、助言・相談対応などを行うことは、本市が本来実施すべき事務である。

### 【不適切な例の解説】

- ・地域団体の自主的な活動に対し、職員が助言・指導の範囲を超えて、当該事務に業務として直接従事（代行）することは不適切である。

### 【参考】

- ・**勤務時間外**に、任意団体の事務負担を軽減させることを目的として当該団体の事務に自主的に従事する、といった行動は、地域団体の自立を阻害するおそれがあることから、特に恒常的な従事については控えるべきであることに留意してください。（15 ページ参照）
- ・**なお、勤務時間外に、職員が真に自らの意思によって、地域活動への参画の一環として地域団体の事務に従事するときに、庁舎や業務用パソコンなど、市の物品等を使用することは不適切ですので注意してください。（15 ページ参照）**

## オ 町会への加入促進に関する広報・啓発等の取組

### 【適切な例】

- ①団体を特定して行う活動の紹介や加入勧奨記事を区役所ホームページや広報紙に掲載した。
- ②団体を特定して、活動紹介や加入勧奨などの広報物を作成した。
- ③区役所作成の広報物や町会作成の広報物（加入申込書も含む）を配架、配布した。
- ④電話や区役所の窓口などで町会の窓口を案内した。
- ⑤町会が規約を作成・改正するにあたり、既存の規約例の情報提供を行った。
- ⑥マンション開発事業者に対し、加入促進のための啓発、協力依頼や町会との協議の働きかけを行った。
- ⑦未加入世帯への加入促進に取り組む町会に対し、未加入世帯への有効な加入促進策を提案した。

### 【不適切な例】

- ①町会に代わって、本来町会が行うべき広報物の作成を行った。
- ②定期的・恒常的に、地域住民から加入申込書を預かった。
- ③町会に代わって、町会が作成すべき規約（規約例を含む）を作成したり、加工や修正を行った。
- ④町会がマンション開発事業者と協議する際に、協議の議事録や協定書の作成を行った。

### 【適切な例の解説】

- ・いずれも、地域コミュニティの醸成、地域活動の活性化といった行政目的に基づき、本市が主体となって実施するものであり、適切。
- ・①と②については、団体を特定しない場合も当然適切。
- ・②について、町会自らが広報物を作りやすいよう、チラシのひな型を提供することも問題なく適切。
- ・①と④に関し、区役所のホームページ、ポスターやチラシに、町会が管理運営するインターネットを活用した連絡先（メールアドレス・加入申込みフォーム等）へのリンクを QR コード等で掲載することは、町会窓口を案内していることと同じであり、問題はなく適切。

【不適切な例の解説】

- ・ いずれも、団体の固有事務であり、職員が行うことは団体事務への直接従事（代行）にあたるため不適切。
- ・ ②について、定期的・恒常的でなく、一時的・限定的に加入申込書を預かることは問題なく適切。
- ・ ③について、組織に関わる規約例（ひな型）を作成することも不適切。

## カ 上記ア～オ以外の本市の事務

### 【適切な例】

- ①区役所が災害時の緊急連絡などで活用するための、名簿の調製・管理を行った。
- ②区役所が地域団体を招集して実施する会議に関する準備や運営を行った。
- ③地域活動の活性化を図るため、区広報紙やホームページ等を活用し、地域団体主催のイベントや地域活動の周知・PRを行った。
- ④地域活動協議会補助金の適切な執行のための区長認定要件の確認、補助金にかかる経費の透明性確保等監査指摘事項の確認を行うために、記載誤りの修正や記載漏れの項目について指導を行った。

### 【解説（職員が業務として従事することが適切である理由）】

- ① 区役所が、「災害時の緊急連絡」といった行政目的に基づき、区役所（本市）自らが名簿の調製・管理を行うものであり、適切。
- ② 区役所が主催する会議に関する準備や運営に関することであり、適切。
- ③ 地域活動への参加者の増など、地域活動の活性化を図るといった行政目的に基づき、本市が主体となって活動の周知を図るものであり、適切。
- ④ 公金の適切な支出を担保するといった行政目的に基づくものであり、適切。

## 2 本市以外の行政主体が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整で、本市以外の実施主体との協議によって、本市が実施することが可能とされているもの

### 【適切な例】

- ・ 民生委員法や厚生労働省からの通達等に基づき、福祉局が作成した「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員関係の『標準的な』業務分担について」に明記されている事務を行った。
- ・ 保護司法第 17 条 に基づく、保護司会の総会や各種会議に関する準備や運営への補助を行った。

### 【不適切な事例】

- ・ 全国民生委員児童委員連合会会長表彰の表彰式に関する開催通知や案内文の作成・発送、進行台本・シナリオの作成等の事務に従事した。

### 【適切な例の解説】

- ・ 国など本市以外の行政主体による委嘱業務は、一義的には市が行うべき業務ではないものの、法令等に基づくもの、及び本市以外の実施主体（関係省庁等）との協議によって、本市が実施できると位置付けられているものは、本市職員が従事できる業務である。
- ・ 「民生委員児童委員協議会」に関する事務について、区役所職員が関わることはできるとされている具体的な内容は、福祉局作成の資料「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員関係の『標準的な』業務分担について」を参照すること。
- ・ 「保護司会」に関する事務について、本市が実施することが可能とされている具体的な内容は、法務局から提示があった基準（20 ページ）を参照すること。

### 【不適切な例の解説】

- ・ 全国民生委員児童委員連合会会長表彰における表彰式に関する開催通知や案内文の作成・発送、進行台本・シナリオの作成等の事務は、「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員関係の『標準的な』業務分担について」において、区役所職員が関わることはできる事務とはなっておらず、職員が業務として従事することは不適切である。

### 【参考】

国など本市以外の行政主体による委嘱制度であるかどうかは、4 ページの一覧表で確認することができます。

### 3 地域団体と連携・協働して実施する事業における役割分担に基づき本市が担うこととされている事務

#### 【適切な例】

- ・ 地域団体との共催で実施するイベント等に関し、区役所の役割分担として担っている各種事務（名簿の調製・管理、会場手配、会議次第・進行台本・シナリオ等作成、配席図・席札の作成、配布資料等作成、開催通知作成・発送、会場設営、出欠者一覧作成、会場受付、来賓案内、会議司会進行など）を行った。
- ・ 区が関与する実行委員会等の総会等各種会議や事務局業務に関し、実行委員会等の規約に基づき、区役所の役割分担としている各種事務を行った。

#### 【解説】

- ・ 地域団体との「共催事業」に関し、地域団体と締結した協定書に基づいて区役所の役割分担としている各種事務や、区が関与する実行委員会等の各種会議や事務局業務に関し、実行委員会等の規約に基づいて区役所の役割分担としている各種事務においては、職員が業務として従事することができる。
- ・ ただし、地域団体の事務負担を軽減することを目的として、地域団体自身の組織運営について議論するために開催された会議を「区との共催事業」に位置付け、当該会議の事務に職員が業務として従事することは不適切であり、そもそも区が関与する必要性が認められないものであるため、当該会議を共催事業として位置付けること自体が妥当でない。

#### 【参考】

- ・ 共催とは、「団体と行政の双方がともに実施主体となり、責任を共有し協力して事業を実施する形態」であり、「双方が主体・主催であることから、事業の企画・運営全般において役割分担に応じた責任を負うもの」です。<sup>1</sup>
- ・ 地域団体との連携・協働は、複雑・多様化する地域課題の解決にとって、非常に有効なものであることはいうまでもありませんが、共催による事業実施にあたっては、当該事業を実施する一当事者として区が関与することの必要性や、区が分担する業務内容の妥当性を区役所として十分に検討したうえで、区として意思決定を図る、といった本質的な要件を満たしていることが必要不可欠であり、各区においては、地域団体と連携・協働すべき理由を精査する必要があります。
- ・ 区役所が担う役割を確認する際には、上記の基本的な考え方を踏まえ、共催事業と

<sup>1</sup> 「大阪市協働指針【実践編】～実りある協働事業のプロセスと進め方～」10 ページ

して実施することを意思決定した決裁や、協働の相手方と締結している協定書、実行委員会等の規約の内容をよく確認してください。

- ・なお、共催事業であったとしても、公金でない現金又は有価証券を市として保管することのないよう注意してください。
- ・地域団体との連携・協働には、共催以外にも様々な形態がありますが、例えばイベント等に居合わせた市民からの急な要請があったことを受けて、職員の本来業務に支障のない限りで、地域団体の事務を一時的・限定的に手伝えることは問題ないですが、こうした手伝いが定期的・恒常的なものとなって職員の本来業務に支障をきたしたり、あるいは市民の方から、地域団体が本来実施すべき事務を職員が業務として従事している、とみられることのないよう注意してください。

#### (一時的・限定的な手伝いの例)

任意団体が主催するイベントに、職員が正式に出席を要請され、業務として当該イベントに出席した際に、任意団体のスタッフから「トイレに行きたいので、その間だけイベント参加者の受付事務を手伝ってほしい」とお願いされたので、職員はこれを手伝った。

#### (定期的・恒常的な従事の例)

任意団体が毎年主催するイベントに、職員が毎年正式に出席を要請され、業務として当該イベントに出席することとなっているが、職員は、暗黙の了解で、毎年スタッフとして、イベント参加者の受付事務に従事している。

#### 4 勤務時間外における地域団体への関わりについて

職員が、真に自らの意思によって、地域団体の構成員となり、又は一市民（地域住民）として、勤務時間外に地域団体の活動に参加する、といった行動は、市として奨励していくべきことである。

一方、市から見て協働の相手方である地域団体の事務負担を軽減させることを目的として、勤務時間外に当該団体の事務に従事する、といった行動は地域団体の自立を阻害するおそれがあることから、特に恒常的な従事については控えるべきである。

区長は職員に対し、こうした団体の自立化の妨げとなるような行動は控えるよう指導する必要がある。（あくまで勤務時間外の自主的な行動であることから、職員に対して「命令」はできないことに留意すること。）

なお、勤務時間外に、職員が真に自らの意思によって、地域活動への参画の一環として地域団体の事務に従事するときでも、庁舎や業務用パソコンなど、市の物品等を使用することは不適切である。

##### （参考） 本ルールの改正経過

|             |                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 31 年 3 月 | 「地域団体に関わる事務への従事に関するガイドライン」策定                                                                                   |
| 令和 2 年 4 月  | 職員が遵守しなければならない「ルール」を示したものであり、職員が名称から容易にその趣旨を理解できるよう名称変更が必要との区長会議人事・財政部会の提案を受け、「地域団体に関わる事務への従事に関するルール」に名称変更     |
| 令和 7 年 3 月  | 各区において、大阪市町会加入促進戦略（令和 6 年 3 月策定）をもとに策定した町会加入促進アクションプランに基づく取組を進めるにあたって、従事する職員の不安払拭のため、これまで実施してきた弁護士相談の結果を反映する改正 |

### Ⅲ 資料集

#### 資料1 チェックシート

| チェックポイント<br>×印のものは、職員が業務として従事することは不適切となります                                        | 地域団体の性質               |                       |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------|
|                                                                                   | 本市からの受嘱者による団体         | 本市以外からの受嘱者による団体       | 任意団体 |
| 会議の場における、本市の施策・事業の説明や協力の依頼、啓発等（ <a href="#">5 ページ</a> ）                           | ○                     | ○                     | ○    |
| 大阪市表彰規則に基づく表彰に関する事務（ <a href="#">6 ページ</a> ）                                      | ○                     | ○                     | ○    |
| 本市からの委嘱業務に関する事務（ <a href="#">7 ページ</a> ）                                          | ○                     |                       |      |
| 国など本市以外の行政主体による委嘱業務に関する事務のうち、本市が従事可能とされている事務（ <a href="#">12 ページ</a> ）            |                       | ○                     |      |
| 地域団体が自主的に行う活動（地域活動や組織運営に関することなど）に対する助言・相談対応など（ <a href="#">8 ページ</a> ）            | ○                     | ○                     | ○    |
| 町会への加入促進に関する広報・啓発等の取組（ <a href="#">9 ページ</a> ）                                    |                       |                       | ○    |
| 区役所が災害時の緊急連絡などで活用するための、名簿の調製・管理や、区役所が地域団体を招集して実施する会議に関する準備や運営など、区役所が主体となって実施すべき事務 | ○                     | ○                     | ○    |
| 本市が地域団体を招集して実施する会議に関する準備等事務                                                       | ○                     | ○                     | ○    |
| 団体の事務局的な事務に対する直接従事<br>(例)<br>・団体の総会、大会、役員会などといった会議の運営事務<br>・団体が使用する構成員名簿の調製、管理    | △（委嘱業務に伴い発生する事務局的なもの） | △（法令等により従事可能とされているもの） | ×    |
| 地域団体が主催する懇親会に関する事務への直接従事                                                          | ×                     | ×                     | ×    |
| 地域団体が主体となって行う顕彰等に関する事務                                                            | ×                     | ×                     | ×    |

\* 共催事業等、団体と連携・協働して実施する事業においても、留意すべき点があるので、確認すること（[13 ページ](#)）

\* 勤務時間外であっても、留意すべき点があるので、確認すること（[15 ページ](#)）

## 資料2 社会教育法（抄）

---

### 第三章 社会教育関係団体

#### （社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

#### （文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

## 資料3 民生委員法（抄）

---

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第18条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて1区域としなければならない。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  - 四 必要な資料及び情報を集めること。
  - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせること。
  - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

#### 資料4 区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員関係の『標準的な』業務分担について（福祉局）

民生委員協議会と行政との関わりについて、平成26年2月12日の民生委員業務主幹担当課長会において、考え方を整理した「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員に関する業務について」をお示ししたところである。

この一覧は、その考え方にに基づき、区職員及び区民生委員児童委員協議会職員で構成した「民生委員・児童委員業務のあり方ワーキンググループ」において個々の業務について主管はどちらなのか、区役所職員がどのように関わるのか整理を行ったものである。

「区保健福祉センターにおける民生委員・児童委員に関する業務について」の考え方を踏まえ、今回お示しするこの表を参考に、民生委員児童委員協議会と連携し業務を進めていただきたい。

| 項番 | 具体の事務                       | 業務主管     | 区役所職員の関わり                       |
|----|-----------------------------|----------|---------------------------------|
| 1  | 民生委員協議会（地区委員長会）             | 団体       | 案件説明（大阪市関連部分）／企画立案／会議への出席／助言・指導 |
| 2  | 地区協議会の実施                    | 団体       | 企画立案／会議への出席／助言・指導               |
| 3  | 部会（総務・地域福祉・児童委員活動推進）の開催     | 団体       | 企画立案／会議への出席／助言・指導               |
| 4  | 事務職員の勤怠管理                   | 団体       | 雇用等にかかる助言／事務職員の勤怠チェック（供覧等）      |
| 5  | アルバイトの雇用・勤怠管理               |          |                                 |
| 6  | 活動推進事業（研修：区・地区レベル）          | 団体       | 研修会場の提供／企画立案／研修内容の助言・指導・確認      |
| 7  | 緊急援護資金貸付事業                  | 団体       | 窓口相談／業務内容・会計処理等のチェック            |
| 8  | 叙勲・褒章、厚生労働大臣・府知事・市長表彰・市民表彰等 | 区        |                                 |
| 9  | 全社協・全民児連、市社協会長表彰等           | 団体       | 候補者選任にかかる連携・協力                  |
| 10 | 民生委員台帳（システム）の管理             | 区        |                                 |
| 11 | 委嘱・解嘱関係（区推薦会、地区準備会ほか）       | 区        |                                 |
| 12 | 葬儀等の対応                      | 区/<br>団体 | 弔電／弔辞等の対応／訃報の作成                 |
| 13 | 更生援護資金                      | 団体       | 窓口相談／団体窓口への引き継ぎ                 |
| 14 | 互助共励事業（全国・市）                | 団体       | —                               |
| 15 | 民生委員活動記録                    | 区/<br>団体 | 内容の把握／指導／市への報告                  |
| 16 | 民生委員児童委員協議会総会               | 団体       | 企画立案／会議への出席／助言・指導               |
| 17 | 民生委員児童委員大会                  | 区/<br>団体 | 共催のため基本的にはすべての業務に関与可能           |

|    |           |    |            |
|----|-----------|----|------------|
| 18 | 歳末たすけあい運動 | 団体 | 事業内容にかかる相談 |
|----|-----------|----|------------|

※生活福祉資金については、平成 26 年 4 月 1 日付で受付窓口が各区民生委員児童委員協議会事務局から各区社協に移管されたが、従来から民生委員が行ってきた当該事業にかかる広報・周知活動や相談・支援、調査（貸付内容によっては、借入申込書への意見の記載や調査書の発行が必要）については、引き続き民生委員が行います。

## 資料5 保護司法及び関連省令等（抄）

| 保護司法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 関係省令等                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（保護司会）</p> <p>第 13 条 保護司は、その置かれた保護区ごとに<u>保護司会</u>を組織する。</p> <p>2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。</p> <p>一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整</p> <p>二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集</p> <p>三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表</p> <p>四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で<u>法務省令</u>で定めるもの</p> <p>（地方公共団体の協力）</p> <p>第 17 条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護</p> | <p>➡平成十一年法務省令第二号<br/>保護司会及び保護司会連合会に関する規則<br/>（保護司会の任務）</p> <p>第 4 条 法第十三条第二項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 保護司の職務に関する研修</p> <p>二 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝</p> <p>三 保護司の人材確保の促進に関する活動</p> <p>四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づくものを除く。）。</p> |

|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して<u>必要な協力</u>をすることができる。</p> | <p>➡（法務省保護局より回答～第 17 条の解釈）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条の「協力」は、主として人的・物的な支援を想定しており、具体的内容としては、例えば以下の内容等が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保護司組織の行う研修への地方公共団体職員の講師等としての参加</li> <li>②保護司組織の事務局の行っている業務の支援</li> <li>③保護司組織の活動拠点（更生保護サポートセンター）や会議、研修等の会場の確保に当たっての便宜供与</li> <li>④研修等の実施に必要な交通手段の確保に当たっての便宜供与</li> </ul> （その他、⑤保護司候補者の人材に関する情報の提供、⑥地方公共団体の広報誌上への保護司関連記事の掲載等も想定されるところです。）</li> <li>・このうち、②の「業務の支援」の内容の範囲については、定まった解釈がなく、基本的には地方公共団体における個別判断に委ねられているものと解されますが、いずれにしても、あくまで保護司法第 8 条の 2 に定める保護司等の職務の遂行に当たっての「支援」に留まり、職務の代行に当たり得る行為は想定されないものと解されます。</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|